

発売開始日  
7月1日  
変更  
**7月25日**

# プレミアム付商品券 販売方法などを変更

6月号でお知らせした内容が変更となります。ご理解をお願いします。  
特設サイト URL=<http://kintakun-premium.com/>

先着順による販売から事前申し込み方式へ  
当選通知との引き換え販売  
7月10日まで申し込みを受け付け

「きんたくんプレミアム付商品券」(1万2000円分の商品券を1万円円で販売。1人5冊まで)が事前申し込み方式となりました。  
当選通知との引き換え販売で、申し込み方法は左記の通りです。  
引き換えによる販売期間は7月25日(土)～8月7日(金)。販売所は6月下旬に全戸配布した案内チラシと上記特設サイトに掲載されています。  
使用可能期間は7月25日～12月31日(木)です。  
なお、「子育て応援きんたくんクーポン」(1万2000円分の商品券を8000円で販売)は、中学3年生以下の子どもがいる世帯に6月下旬に送付(子ども1人につき1枚)。  
クーポンとの引き換えにより、7月1日(水)～5日(日)限定でアステ市民プラザで商品券を先行して購入できます。  
詳しくはフリーダイヤル ☎ 0120(118)708へ。

## 申し込み方法

特設サイトからの申し込みもできます

購入上限冊数は1人**5冊**  
(子育て応援きんたくんクーポン分を除く)

市内外誰でも申し込み可能。希望者は、ハガキに、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、希望購入冊数(5冊まで)、購入希望場所を書き、7月10日(金)(必着)までに〒666-8501・市役所2階の産業振興課きんたくんプレミアム付商品券担当へ。  
特設サイトからの申し込みも可(購入希望場所の記載がない場合、市役所での購入となります)。当選者には、7月下旬に当選通知を送付します。

## 介護保険 制度改正

# 負担額が変わります

費用負担の公平化を図るため、8月1日から一定以上所得がある人の利用者負担が変わります。ご理解をお願いします。詳しくは、長寿・介護保険課 ☎ (740) 1149へ。

### 利用者負担が増額

介護保険サービスの利用者負担は一律1割でしたが、所得が一定以上ある65歳以上の人は利用者負担の割合が2割になります(負担上限あり)。自己負担が2割となるのは、合計所得金額が年間160万円以上で年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上の人、2人以上世帯で346万円以上の人です。現在、要介護認定を持っている人には、7月下旬頃に負担割合が記載された負担割合証を送付します。

### 高額介護サービス費 限度額を一部変更

介護保険では1カ月ごとの

利用者負担が限度額を超えたとき、申請することによって払い戻しを受けることができます。医療保険での現役並み所得に相当する人は限度額が月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。

現役並み所得とは、同一世帯内に住民税課税標準額145万円以上の65歳以上の人がいて、単身で年収383万円以上の人、2人以上世帯で年収520万円以上の人のことです。

特定入所サービス費 支給要件を見直し  
施設入所などの費用のうち居住費や食費について、原則は自己負担となります。

介護保険では1カ月ごとの

ただし、住民税非課税世帯は、申請することにより負担額の認定を受けることで、居住費や食費の負担が軽減されます。

認定の要件に①預貯金が単身者で1000万円未満、夫婦で2000万円未満であること②配偶者(世帯分離をしている場合も含む)が市民税非課税であることが追加されました。

### 介護保険料 納入通知書を送付

第6期介護保険事業計画(27年～29年)の策定に伴って、介護保険料を改定しました。基準額は4550円(月額)です。

また、保険料段階を10段階から13段階に細分化しました(下表)。  
介護保険料は、7月中旬頃に介護保険納入通知書で通知します。

所得段階	対象となる人	基準額	負担率	年間保険料
第1段階	世帯※2全員が市市民税非課税※3 生活保護・老齢福祉年金※1を受給している人 前年の課税年金収入金額※4+合計所得金額が80万円以下の人	54,600円	0.450	24,570円
第2段階	前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		0.700	38,220円
第3段階	前年の課税年金収入金額+合計所得金額が120万円を超える人		0.750	40,950円
第4段階	前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の人		0.875	47,775円
第5段階	前年の課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超える人		1.000	54,600円
第6段階	前年の合計所得金額※5が125万円未満の人		1.125	61,425円
第7段階	前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人		1.250	68,250円
第8段階	前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の人		1.500	81,900円
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人		1.700	92,820円
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人		1.800	98,280円
第11段階	前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人		1.900	103,740円
第12段階	前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人		2.000	109,200円
第13段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の人		2.100	114,660円

※1 = 明治44年4月1日以前生まれの人に支給される特例的な年金  
 ※2 = 住民票の世帯  
 ※3 = 市民税の所得割・均等割とも課税されていないこと  
 ※4 = 国民年金法や厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まない  
 ※5 = 市民税の課税計算での「合計所得金額」と同義。実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額。所得が公的年金収入のみの場合は、年金収入-120万円=合計所得金額となる(65歳到達者(64歳の時の所得)や年金収入が330万円以上の場合には別計算)

## Settled Amount

問合せ 財政室 ☎ (740) 1130

市の財政状況について、26年度の決算額がまとまりました。決算の詳細については、市議会の審査を経た後、広報かわにし12月号でお知らせします。

決算額差引				
区分	最終予算額	歳入額 (A)	歳出額 (B)	差引額 (A)-(B)
会計別				
一般会計	530億8,000万	500億4,000万	494億9,000万	5億5,000万
特別会計				
国民健康保険事業	176億5,000万	177億3,000万	172億9,000万	4億4,000万
後期高齢者医療事業	26億	26億	25億3,000万	7,000万
農業共済事業	900万	800万	800万	0
介護保険事業	114億1,000万	112億5,000万	110億8,000万	1億7,000万
用地先行取得事業	34億	32億3,000万	32億3,000万	0
中央北地区土地区画整理事業	36億	27億2,000万	26億5,000万	7,000万
合計	917億4,000万	875億8,000万	862億8,000万	13億

※原則1,000万円未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計欄の数値が一致しないことがあります。

26年度

# 川西市 決算額

詳細は12月号でお知らせします